

1970年代フランスにおける文化政策理念の動向

—— 概観とその政治的・社会的位置 ——

久井英輔*

The Ideas of Cultural Policy in 1970s' France

—— Their Configuration and Positions in Political and Social Context ——

Eisuke HISAI

My argument in this paper is that ideas of cultural policy should be analyzed in terms of their political and social context, and in terms of the policies as the effect of these ideas, as well as with the view of the value of culture itself. The history of French cultural policy, after André Malraux resigned, is relevant to my standpoint. In 1970s' France, three major ideas of cultural policy, especially of "démocratisation", emerged. First, the government party and the Ministry of Culture early in 1970s promoted the idea of "développement culturel," which was related to pluralistic value and economic interests. Second, the Socialist Party presented their Gramscian idea, which was oriented to the collectivity of cultural activity, and to the social change through culture. Third, Augustin Girard, a bureaucrat of the Ministry of Culture, argued that it would not be impossible to harmonize the cultural industry with "démocratisation." His idea had much influence on successors in the Ministry in 1980s. The main points in my argument are what kind of contexts were behind these ideas, and what kind of policies these ideas resulted in.

目次

- I はじめに —本論文の目的と構成—
- II 「文化的発展」理念の形成
 - A 「文化的発展」理念の形成とその背景
 - B 「文化的発展」の政策動向への影響
- III フランス社会党における文化政策理念の形成
 - A 文化政策理念の形成とその背景
 - B 社会党文化政策理念の地方自治体への影響
- IV 文化産業と親和的な文化政策理念の萌芽
- V おわりに —70年代の政策理念と80年代以降の政策動向への示唆—

I はじめに —本論文の目的と構成—

本論文の目的は、1970年代フランスにおいて文化政策、特に「文化普及」(démocratisation)¹⁾の理念を巡って生まれた政策提言的な理念の幾つかの流れを概観することにある。それに加え、政策理念の生み出された政治的・社会的背景、及びそれらの政策理念が現実の政策に与えたインパクトについての指摘も、本論文において不可欠な作業となる。

フランスにおける文化政策に関しては、国内でも文化経済学等の領域で少なからず論じられており、例えば佐々木晃彦や垣内恵美子のように文化省の政策方針や予算の概要を論ずるものが既に存在する²⁾。また、特に70年代の文化政策理念に関しては、社会教育学において末本誠によるアニメーション(animation)研究が、多様な形で展開する文化理念の系譜を記述している³⁾。このアニメーション理念は後での本論文の記述からも示唆される

*生涯教育計画コース 博士課程1年

ように、日本の社会教育研究で論じられてきた職員の「指導」概念の問題とも関連している。

ただし先行する邦語研究においては、フランスの文化普及の思想と現実に展開された文化政策との関連、当時の社会的・政治的背景との関連が意識的に論じられているとは言えない⁴⁾。例えば佐々木らのフランス文化政策に関する論考は、概括的・紹介的な事実説明の域を出てはいない。また、末本のアニメーション研究についても、文化を巡る理念と政治的・社会的背景との関係性は深く追求されてはいない。このことはアニメーションなどの理念が政策を巡る場で如何に生成し、解釈されたかという問い、文化政策理念の現実的な有効性への問いの不在にもつながっている。そもそも政策提言の次元で展開された諸理念の動向に関しては、社会教育学に限らず国内のフランス研究においても適切に紹介・検討されてきたと言いはない。これらに鑑みて、多少粗雑な図式化ではあっても、当時の政策理念の動向に関する俯瞰図を提示することがまず求められるだろう⁵⁾。

以上の問題意識を基に本論文では、「政策提言」としてのフランス70年代文化政策理念の動向を以下のように分節化して記述することとした。

1. シャバン・デルマス (Jacques Chaban-Delmas) 内閣の下で形成された「文化的発展」(développement culturel) の理念。
2. 70年代中葉以降、フランス社会党が提示してきた文化政策理念。
3. ジスカール・デスタン (Valéry Giscard d'Estaing) 政権下、オーギュスタン・ジラルール (Augustin Girard) によって提示された、文化産業・テクノロジーと文化普及の親和性を重視する政策提言。

この中で取り上げるテキストの共通性は基本的に、政府の委員会、政党、文化省官僚など、国家レベルでの文化政策の策定に直接の関心を有する立場から提示されたものである、という点である。また、既述したように、そのような政策理念がその当時の社会的・政治的背景をどう反映していたのか、当時における実際の政策実行にどのような影響を与えたかという点についても、それぞれの理念の概観に付随させて論じることとする。

II 「文化的発展」理念の形成

A 「文化的発展」理念の形成とその背景

68年の「5月危機」の混乱の後に大統領に就任したポンピドゥー (George Pompidou, 任期 69年6月～74年4月) の下で政府の文化政策理念形成に特に深く関わったのは、文化大臣ジャック・デュアメル (Jacques Duhamel, 任期 71年1月～73年4月) であり、また政

府内の文化問題委員会 (Commission des Affaires Culturelles) の委員長を務めたピエール・エマニュエル (Pierre Emmanuel) であった。70年代初頭における文化省の政策理念は、「文化的発展」(développement culturel) なる新しい理念の提示に代表される⁶⁾。

政府内で60年代末から70年代初頭にかけて文化政策に関する提言が形成される過程の概略をはじめに見ていきたい。まず、第6次経済社会発展計画 (対象年度 71～75年) の策定段階において、エマニュエルを委員長とする文化問題委員会が69年11月に設置され、文化省の新しい政策指針に関する議論が進められることとなる。この第6次計画の文化政策部門は、文化省から地方自治体への権限委譲、文化政策に関する諮問委員会の設置、アニメーター (animateur)⁷⁾への言及など、差異・多様性・能動性を志向する新しい着眼点がいくつか見られる提言であったが⁸⁾、そのような言及の根幹となった「文化的発展」の理念は、委員会の総括的報告書、『文化的問題』(Affaires Culturelles) として71年に発表・出版されている。ここでの政策理念の提示を受けて更に、72年5月にアルケスナンにおいて開催されたシンポジウム「文化的発展の未来予測」(“Prospective du développement culturel”)でも、「文化的発展」に関する議論が続けられた。このシンポジウムは、社会学者のモラン (Edgar Morin) や歴史家セルトー (Michel de Certeau)、文化省総務局研究予測室長ジラルールら多くの専門家を一堂に集めて、同年6月ヘルシンキでの文化大臣会議への提案を準備する目的で開催されたものであった⁹⁾。

これらの議論の中で「文化的発展」の理念は具体的などのような理念として結実していったのか。上述の文化問題委員会の報告書やシンポジウムの宣言などから読みとれる限り、「文化的発展」という理念自体は、まず文化の“包括的”(global) な定義を出発点としている。すなわち、伝統的な芸術形態に限らず、マスメディアや文化産業、具体的には新聞、書籍、レコード、ビデオ、映画、広告から、住まい、ファッションに至るまでが、文化の定義に含まれるものとして考えられる。更に、文化的活動 (ここでは文化普及とほぼ同意) を単に伝統文化・高級文化の分配、分散と考えることは危険であるという指摘もなされる¹⁰⁾。

更にこのような文化の包括的定義は、従来のフランス文化省の政策理念の中では省みられなかった二つの点の指摘とも通底している。第一は、高級文化に対して大多数の国民は関心を有していないという現状の把握である¹¹⁾。第二は、マスメディアや文化産業を文化の包括的な定義の中に含めつつも、規制を受けないマスメディア・文化産業の活動は、人々に従属化と消費者化をもた

らすのではないかと、とする危惧の表明である¹²⁾。シンポジウム「文化的発展の未来予測」の宣言では、このような状況の下、国民に対して、自分自身の手による表現の手段を与えることが必要であることが述べられる。つまり、包括的な文化の定義は、手厚く公的保護を受けている高級文化か、完全に市場原理に導かれた文化産業か、という二極分化に陥る危険のあるフランスの文化的状況を改善するための鍵概念として提示されたのである。そしてその文化の危機的状況は、文化自身の範疇にとどまる問題としてのみ認識されていたわけではなかった。「文化的発展」の言説の中では、文化の二極分化的状況の問題は社会的危機の反映であり、その危機の克服にとって文化が不可欠な要素だとして論じられていたのである¹³⁾。

“文化の危機は社会の危機を示唆するものである。文化政策が自らのみで総合的な危機を解決する志を持ってないとしても、文化政策は一人一人がその危機に立ち向かうための援助を行うべきであり、社会に危機を管理する力を与えるようにすべきである。人間[自身]が生活・社会的実践の様式の作者たる権利を認めるべきである。”

では、これらの危機を回避していく理念としての「文化的発展」とは結局のところどのような意味内容を示していたのか。報告書「文化の問題」ではこの概念について以下のように定義がなされている。

“社会的、及び、経済的発展を享受している時期の社会における文化的発展とは、人間とその社会との各々の関係の質、すなわち、個人の自律の程度、世界の中に位置し、他者とのコミュニケーションを図り、そしてみずからを完全に解放することで社会によりよく参加するような個人の能力、を表現するものであるべきである¹⁴⁾。”

この定義自体は抽象的であるが、人々の能動性を強調した文化政策、特に文化普及の理念を意図していることは読み取れよう。これを更に具体化しているのは、シンポジウム「文化的発展の未来予測」の宣言における以下のような「文化的発展」の定式である¹⁵⁾。

- 1 消費の受動性を個人の創造性に置き換えること。
- 2 技術による拘束力が支配する場において人間的な責任への余地を残すこと。
- 3 単に伝承されてきた文化、或いはエリート文化の範囲の拡張を目指すのではなく、社会的多元主義に基づく文化的表現の形態の多様性を推進すること。
- 4 人間とそれを取り巻く環境との関係を改善することにプライオリティを置くこと。
- 5 現状の再生産しか目指さない文化システムを超えて、未来の危機によって生じる状況に対峙する最善

の手段を構成する創造的能力を有する個人と集団の保護を志向すること。

以上に挙げた「文化的発展」の理念の要素を総括すれば、①文化活動における「差異・多様性」の承認、②文化活動における個々人の能動的な創造性の支援、③それらの新しい文化的価値による社会的危機への対応、に分類化できるだろう。

このような理念が形成されてきた背景には、当然のことながら、爆発的な学生運動・労働運動が勃発した68年の「5月危機」に象徴される60年代後半の激動の時代の経験があったことを見落としてはならない。多くの先進工業国と同じように、60年代末期のフランスは、「異義申し立て」の時代、現存の政治・社会体制への懐疑の時代であり、そのことは文化省によって進められてきた一連の文化普及事業においても例外ではなかった。初代文化大臣アンドレ・マルロー（André Malraux、任期 59年1月～69年6月）によって進められた文化政策、特に、伝統的な、権威を付与された形態の芸術を文化施設・事業の側から民衆に提示していくことがまず重要であるというマルローの文化普及の理念と実態¹⁶⁾に対しては、60年代後半に民衆教育・文化運動の指導者や社会学者などの知識人、更には文化施設の職員等から様々に批判がなされてきた¹⁷⁾。これらの批判の多くは、「文化」を社会と隔絶された画一的な価値領域と見なすのではなく、差異と多様性に満ちた、能動的で社会変革と活性化を志向する重要な要素として捉えるという視座を有していた。「5月危機」とその翌年のマルロー退任以降、このような対抗的文化理念が、文化政策に関する実際の提言の場にも反映され始めたといえる。「文化的発展」の理念の具体化はまた、69年9月の議会演説で「新しい社会」への飛躍（フランスの“経済の脆弱さ”、“国家の機能不全”、“社会構造の擬古主義と保守主義”の克服と、“若さ”、“創造性”、“発明”への希望）を訴えた首相シャバン・デルマス（任期 69年6月～72年7月）の改革志向を色濃く反映したものであった¹⁸⁾。

他方、人々の能動的活動や創造性を強調する背景には、文化というキーワードを通して社会の経済的活性化・国土整備の奨励を意図する「手段としての文化」の意図があったとも指摘されている。例えばフランス文化政策に関する提言や実施過程を通史的に詳述したメスナールは、文化問題委員会の報告書が文化による社会的・経済的発展の要素、地域におけるスポーツ・文化施設の整備の要素や、国土整備の要素を強調していると論じている¹⁹⁾。これは後述する社会党による政策批判につながる特徴でもある。

いずれにせよ、「5月危機」を経て文化省の政策理念

に大きな転換が訪れたことは確かである。また、「文化的発展」の理念は、「資本主義からの解放」「集団性」といった言説こそ含んではいないが、文化の差異・多様性や人々の能動的活動を重視し、高級文化に偏った文化普及事業やマスメディア・文化産業の弊害に批判を加えるという点では、後に述べる社会党の文化政策理念と比較的近い地点に立っていたといえる。

B 「文化的発展」の政策動向への影響

第6次計画の中で提示された「文化的発展」の理念は、従来の文化省の政策理念に鑑みれば画期的な性格を有していたが、これらは実際には70年代前半当時の政策にはあまり反映されなかった。というのも、第一に、「文化的発展」の理念化に力を注いだ文化大臣デュアメル自身の任期が比較的短いものだった。デュアメルの下で計画されていた事業が、後任のドリユオン (Maurice Druon, 任期 73年4月～74年3月) の任期においては引き継がれないケースも多かった²⁰⁾。第二に、様々な新しい事業への着手に必要な予算も現実には文化省に配分されなかった²¹⁾。確かに、FIC (Fond d'Intervention Culturelle 文化的関与基金) の設立²²⁾、独立諮問機関である文化的発展評議会 (Conseil de Développement Culturel) の設置、学校における芸術創造教育の改革等の画期的な政策事業が試みられたのは事実である。しかし70年代前半において、FIC以外でその使命を成功裡に果たせた新しい政策事業は多くなかった²³⁾。更にドリユオンは文化省財政の引締めを公式に発言するようになった²⁴⁾。このように、「文化的発展」の理念に基づく政策改革への動きがドリユオン以降に殆ど引き継がれなかった背景には、改革路線を掲げてきた首相シャバン＝デルマスの退陣、改革慎重派のピエール・メスマル (Pierre Messmer) の首相就任により、「文化的発展」の理念を後押しする政権内の気運が縮小してきたことが挙げられるだろう。

「文化的発展」理念の現実の文化省政策における軽視は、1974年に大統領に就任したジスカール＝デスタン (任期 74年5月～81年5月) の下でより明らかとなる。第一に、文化省が74年から77年まで庁 (Secrétaire d'Etat) に格下げされたり、この時期に策定された第7次 (76年～80年対象)、第8次 (81～85年対象) の経済社会発展計画の策定過程では文化問題専門の委員会が開かれない等、文化問題が政策的プライオリティとして言及されなくなる²⁵⁾。第二に、省予算の面では文化財保護・改修事業が厚遇され²⁶⁾、それ以外の分野は、特に78年以降全体的な削減を受けたことが挙げられる。中でも顕著だったのは、文化省の地方への資金提供の削減、文化の家や青年と文化の家²⁷⁾といったEACs (Etablissements

d'Action Culturelle 文化的活動施設) 等で行われる文化普及事業の予算比率の減少であった²⁸⁾。このように文化省予算は次第に、文化的発展という理念とは対極に位置する、高級文化重視・パリへの一極集中・プライオリティの喪失といった様相を帯びるようになった。特に予算縮小の傾向は、経済不況が深まる中76年8月に成立したバール (Raymond Barre) 内閣による緊縮財政の影響が大きかったと考えられる。

78年の第2次石油危機以降、更に強まるこの「リベラリズム」(自由至上主義・新自由主義とほぼ同義) の政策基調に追従した文化政策は、芸術家や文化人から、また文化問題を政策の優先課題の一つと位置づけてきた野党・社会党から、強く批判されることとなった。

III フランス社会党における文化政策理念の形成

A 文化政策理念の形成とその背景

デュアメル、エマニュエルらによって定式化された「文化的発展」の理念は、マルロー的文化普及の理念に対する批判的精神の一成果であったが、文化を国家の政策の重点課題として捉える姿勢は、以下に述べるように、国政において70年代の間一貫して野党だったフランス社会党においてより顕著であった。69年に労働者インター等の諸左翼政党の合同により結成されたフランス社会党 (Parti Socialiste) は当初、ポンピドゥー政権下で提示された「文化的発展」に対抗するだけの独自の文化政策への理念的提言を有していなかった。その独自の文化普及理念の形成に社会党が本格的に取り組み始めたのは、74年の大統領選挙での敗北の前後からのことである。

既に1973年に党内に設立されていたSNAC (社会党文化的活動事務局 Secrétariat National à l'Action Culturelle 委員長ドミニク・タッデイ Dominique Taddéi) は、大統領選直後に、同年のアヴィニョン演劇祭 (74年6月) での文化政策に関する討論会を企画する。ここでの討論から生まれた政策提言の報告が、「文化的活動の政策の一般的指針」(“Orientation générale d'une politique d'action culturelle”)である。更にこれらの議論を土台にして、75年1月には「政治的闘争における文化的活動」(“L'Action culturelle dans le combat politique”)が党内文書として作成された。またSNACによる報告以外で社会党の文化問題への姿勢を強く打ち出した政策理念提示として、やや時代が下るが、80年代に向けて作成された社会党の政策指針『社会主義プロジェクト』(Le Projet Socialiste des Année 80) が挙げられる。まず、これらのテキストから見出せる文化政策理念の諸性格を検討していきたい。

「文化的活動の政策の一般的指針」では、第6次計

画・文化問題委員会の提示した文化政策理念に批判を加えつつも、「文化的発展」理念における包括的な文化概念が共有されていることが窺える。

“今日非常に広範な意見の一致が、文化の包括的な性格 (caractère global) に関して顕著に見られる。文化はもはや、文学的及び芸術的「創造者」の排他的特権として考えることはできないし、文化の領域をそれらのような「芸術作品」に留め置くこともできない。文化の完全な定義は、文化の全ての側面を考慮に入れるということの意味する²⁹⁾。”

伝統的・エリートの文化の特権を認めず、文化の定義を包括的に捉えるこの姿勢は、高級文化や大衆文化・文化産業を画一的とみなし、これらが地方レベルでの多様な民衆文化（ここでは特に労働者文化が挙げられている）を抑圧してきた、とする主張³⁰⁾にもつながっている。このような SNAC の定式は、社会党が結党以来その政策方針全般に関わるスローガンとしてきた「差異 (différence) ・多様性 (diversité) への権利」の理念を文化政策理念の領域で具体化したものでもあった³¹⁾。

SNAC の報告は、単に「文化的発展」における包括的な文化の定義と同様のテーゼを示すにはとどまらなかった。この報告は更に、文化が本来有する集団的性格を提示している。

“文化は本質的に集合的現象なのである。個人的文化というものとは存在しない。或いは、寧ろ個人的な文化というのは、その本人が属する集団全て——家族、学校、職業、近隣、社会階級、組合、党など——にわたって、人が他者との絆の多様性を見出すための運動なのである³²⁾。”

この見地から、高級文化の専門分化或いは文化産業による“受動的”(passive)な文化享受の趨勢に対抗するための理念として、有用性・経済的功利性を超越した能動的な文化活動によって得られる批判精神と“意識化”(prise de conscience)が掲げられる。この目的を達成するためには、支配的な高級文化と大衆文化に汚染された人々の意志に任せるだけでは不十分であるとされる。従って、文化を提示する立場にある者、つまりアニメーターと民衆との相互対話を積極的に支援する政策的介入の必要が唱えられるのである³³⁾。このような指導者と民衆とのコミュニティレベルでの文化を媒介とした相互対話の推進が、社会党の依拠する文化普及理念としてのアニメーション論の基本的構造である³⁴⁾。

また、『社会主義プロジェクト』では、SNAC の報告を受け継ぎつつ、マスメディアや文化産業に対する批判がより激しい表現で展開されている。

“マス・メディアはたくさんの矛盾したメッセージで

個人を襲っている。マス・メディアは、問題の複雑さを個人に示しはするが、それを理解する手だては与えない。マス・メディアは個人を困難に直面させはするが、それを克服するための答えを見つめる力をかれに与えない。”

“収益性を高めている文化産業は欲望を商品の受動的な消費に向かわせている。これはある人にとってはもうけの泉であり、多数の人々にとっては、生活の苦しさにつける幻影的な薬となっている。文化産業は「公益の趣味」と呼ばれるものを引き合いに出すが、それは、自分たちの利益のために、文化産業が作りだしたものである。商業主義の社会は、人間の全部を、販売されている、ろくでもない見世物の見物人にだんだん変えている。文化要求は気ばらしの要求に矮小化されている³⁵⁾。”

文化産業に敵意を向けるこの種の批判は、文化産業、とその産物たる大衆文化が、元来多様である文化活動を「規格化」(standardisation)してしまうという憂慮と結びついていた。このような批判の矛先は特に、70年代末の文化省予算の停滞や、文化産業と文化普及の関係を肯定的にみなす文化省官僚ジラルの議論(後述)に、向けられたものだった。例えば『社会主義プロジェクト』の中では、“市場原理”や“文化消費”の概念を振りまく文化省の活動が“文化活動に関する国家の任務の放棄にアリバイとして役立っている”と、厳しい調子で批判がなされている³⁶⁾。

更にこのような批判と通底する特徴として挙げられるのは、「経済発展の手段としての文化」の否定である。この特徴は例えば、SNAC の「文化的活動の政策の一般的指針」において“文化は直接的な有用性を満たすものではなく、寧ろ直接的なコミュニケーション性を有するものである”という定式として表われているものであり³⁷⁾、また批判精神・意識化の重要性やアニメーションの必然的な要請を導く先述の定式にもかい間見ることが出来る。つまりこの姿勢は、文化を解放への方策としては認める一方で、経済の活性化に直接資する文化という道具的・手段的発想を否定するものであった。

これらの社会党の政策提言に見られる文化政策への強い関心は、60年代後半にテクシエ (Jacques Texier)、ピオット (Jean-Marc Piotte)、ポルテリ (Hugues Portelli)らによってフランスで幅広く論じられたアントニオ・グラムシ (Antonio Gramsci) の思想の影響を反映していた。例えば SNAC の報告では、経済における解放だけでは文化における解放を保証することはできず、資本主義を克服した計画経済にあっても、自由を保った芸術創造への支援がなされるべきだ、と論じられている。つま

り、文化問題を経済や政治の問題と結び付けて論じながらも、文化固有の問題性が労働者階級の解放に関わる問題として相対的に独立して存在しており、それに対する対処もまた一定の独自性をもってなされるべきと考えられたのである³⁸⁾。こういった主張は、社会変革において経済体制・下部構造の変容が全てを決定するという伝統的マルクス主義理解からは一定の距離を持っていたといえる。すなわち、文化領域を単なる上部構造としてではなく、現実を再構成していく能動的な力として捉える³⁹⁾、というグラムシ思想の影響を強く受けていたのである。

無論、社会党による文化普及の理念の要素は、高級文化や商業的文化の受動的享受を問題視する点で、政府の下で提示された「文化的発展」理念と多くの要素を共有していた。しかし同時に、①経済的手段としての文化の否定、②文化の本質的な集約性、③社会主義的変革・解放における不可欠の要素としての文化、アニメーションの重要性、といった諸点において、「文化的発展」からは差異化された要素が社会党の文化政策理念に明確に存在したことも見落としてはならない。

B 社会党文化政策理念の地方自治体への影響

この社会党の文化政策理念の形成が同時代において、現実の公的な文化政策事業にどのようなインパクトを与えたかについても、若干触れる必要があろう。

ジスカール・デスタン政権の経済政策への不満を吸収する形で、76年3月の地方議会選挙で社会党は全国的な勝利を収め、70年代末における主要なコミューン（市町村レベルの自治体）の議会・首長の多くは社会党与党、及び社会党・共産党連立与党となる（首長選は議員の互選）。これら地方自治体の左翼政権は、文化に関する問題や生活の質に関する問題を強調するようになった⁴⁰⁾。ジスカール・デスタン政権の下で文化省予算の対総国家予算比は70年代末には低下し始めていたが、他方地方レベルではその文化支出は全体的に増大する傾向にあった。中でも左翼政党が与党となったコミューンの文化支出は平均的コミューンの支出以上に大きく拡大していった⁴¹⁾。当時の中央政権のリベラリズム・文化支出軽視の傾向に対し、社会党など左翼与党の自治体は逆に文化への関与を重視する傾向を顕著に見せたのである。

社会党は公式にはフランス全土における文化政策理念の統一性と共通の目的を強調した。すなわち「差異・多様性」やアニメーション理念を核とした文化普及事業を地方自治体の文化政策に導入しようと試みた。但し現実には、そのような理念が各コミューンレベルでの文化政策のプライオリティとはならなかった。当時の多くの社会党首長は、文化予算が有効に使われていることを有権者

にわかりやすく示すため、劇場・美術館建設などの特別なプロジェクトやフェスティバルを志向する傾向が強かった。また、オーケストラ設立や劇場支援などの高級文化の普及も自治体によって強く志向された事業であった⁴²⁾。また何らかの文化施設・文化普及プログラムを作っても、それらに見合う長期的な展望を考慮していた自治体が少なかったことも指摘されている⁴³⁾。

更に、自治体文化政策が拡大し一定の支持を得るにつれ、「解放」と結びつく文化理解が次第に弱化したとする指摘にも注目できよう。当時の地方自治体の文化政策を調査した社会党員のプティエ・カステリ（Claude Petit-Castelli）は、文化普及事業においてアニメーションへの関心は続いているが、社会変革への関心との繋がりは失われつつある、と言及している。その理由として彼は、文化の家などで活動するアニメーターが社会主義的な関心をもったボランティアから、芸術自体を目的とする職業的指導者にかわりつつある状況を挙げている⁴⁴⁾。

以上に見たように、社会党与党の地方自治体における文化政策には、当時の状況下での政治的戦略としての要素が少なからず付与されていたがゆえに、また、社会主義的な「解放」への理念と文化普及事業との現実における結びつきの困難さのゆえに、社会党による理念には必ずしも沿わない傾向が生まれてきた、といえる。

IV 文化産業と親和的な文化政策理念の萌芽

60年代・70年代のマスメディアの発達と大衆文化の興隆はまた、以上に挙げた二つの政策理念の系のいずれとも異なる政策提言の方向性の萌芽を生み出した。それは、前二者が基本として否定的なまなざしで捉えていた大衆文化産業を、むしろ「文化普及」の重要なエージェントとして位置づける立場である。このような議論はむしろ80年代以降の政策提言の中で大きな位置を占めるようになるのだが、70年代後半において反響を呼んだ文化省研究予測室長 A. ジラールの議論は、その嚆矢となるものであり、80年代以降の現実の文化省による政策事業の展開を予兆するものでもあった。

ジラールはまず、現代における文化政策に関わる「三つの現象」として①ここ20年における公的文化支出の急激な増大、②その一方で、文化施設の利用者数の停滞、③文化産業の生産物による作品と鑑賞者（public）の接触の増大、の三点を提示する⁴⁵⁾。そして、全ての文化政策は人々の文化に対するアクセスの拡大、すなわち文化普及と地方分散（décentralisation）の政策であることを指摘した上で、“文化普及と分散の進展は、公権力により補助された「生産物」(produit) によってよりも寧ろ、市場でアクセスできる産業の生産物のより大きな豊

かさによって、実現されつつあるのだ”と述べ、文化施設の利用に頼らずとも各種メディア、オーディオ・ヴィジュアル機器によって「文化的効果」(effet culturel)は変わらず得られるのだ、と主張する⁴⁶⁾。

ジラールはまた、EACsで活動するアニマトゥールや文化活動家(militants)が、ラジオ・テレビ、商業文化といった文化的エージェントによる影響力と比較して、自らの施設の人々に対する影響力について自問するようになっている、と指摘する。つまり彼らは

“余暇・休暇での活動を含む最も広い意味で捉えられた一般的文化生活の重要な発展を認め、同時に、企業内や街の中における文化的アニメーションの影響力の弱さに—それが停滞しているのだから後退しているのだから—一気づかざるを得なくなっている。”

というのである。ジラールは、アニメーション活動について、人々がそのエリート的性格を認識し始めていること、予算投入の大幅増大がその活動への参加者の増大につながらないと、あくまで教育システムに匹敵する民衆の指導であると規定された活動であったことを指摘し、その限界を述べる。人々と文化との接触を拡大したいのならば、文化産業を文化普及の重要なエージェントとして認めることは必然である、と彼は言うのである⁴⁷⁾。

彼は、商業生産に基づく文化普及の過程が、全く弊害のないものと見なすわけではなく、またその過程が芸術の実習訓練(les apprentissages)、人間同士のふれ合いや、集団・個人による表現活動の実践等、アニメーションの引き受けてきた活動の代用にならないことも認めている。しかしこれらの実践の場となるアニメーションの活動が文化産業と共存することは不可能ではないと彼は考える⁴⁸⁾。営利活動と文化普及とは必ずしも対立するものではなく、また文化産業による文化普及もアニメーションとの間に接点を見いだし得るというのである⁴⁹⁾。

“集団による表現を重視するアニメーションと、作品[の鑑賞]を重視する産業メディアの普及との間には、有機的連関(articulation)が見いだされ得るべきだ。というのも、その連関は、ありのままの現実の核心にある新しいテクノロジーと、新しい社会的要請との間の接点であるからだ。このことによって、文化的活動は諸矛盾によって自身を封じてしまう恐れのある逆説的なエリートイズムを脱するだろう。”

ジラールの議論はアニメーションを中核とする文化政策理念を全否定したわけではなく、文化産業の重要性を無条件に肯定したわけでもなかった。しかし、この文化理念は社会党だけでなく共産党からも「資本主義イデオロギー」だとする批判を受けた⁵⁰⁾。それは、既に見た『社会主義プロジェクト』における文化産業批判にも現れて

いる。文化省研究・予測室長であったジラールの主張は、国民の文化活動や文化産業、アニメーション活動に関するデータをふまえた上で導き出されたものだったが、保守回帰、緊縮化という70年代後半の文化省政策の動向とも相まって、アニメーション否定の論理として捉えられた傾向があったことは否めない。

彼の議論はそれ自体の提示が既に70年代末だったこともあり、ジスカール・デスタン期の文化政策自体にはそれほど反映されなかった。だが、社会党政権下、特に83年頃からオーディオ・ヴィジュアル技術支援を中心とした文化産業対策を、文化省が重視するようになったことは⁵¹⁾、ある意味ではジラールの主張の先見性を示すものであった。彼のように文化と商業のつながりを肯定的に捉える論理は、80年代において文化省官僚のルナル(Jacques Renard)、ドナ(Olivier Donnat)、コニョー(Denis Cogneau)等に引き継がれ、文化政策の策定にも少なからぬ影響を及ぼすこととなる⁵²⁾。

V おわりに —70年代の政策理念と80年代以降の政策動向への示唆—

以上に見たように、68年の「5月危機」というフランスの経験は、「差異」「多様性」「能動性」「社会変革」といった社会的価値と芸術文化とを結びつける言説を政策提言の場にまで浮上させてきた。文化省の「文化的発展」理念と社会党の文化政策理念とは、多くの共通性を有しつつも、後者がグラムシ思想の影響から解放への経路としての文化とその集団性を強調し、また文化産業・文化の経済的手段化への批判をより明確に表した点で、当時の政治的イデオロギー対立を反映させていた側面をも持つ。その状況の中では、後に社会党政権が実質的に採用したジラールの文化産業肯定論も、資本主義イデオロギーの発露として批判の対象となった。

この過程において特に注目すべき点は、アニメーション理念が現実において必ずしも実質の伴わない政治的スローガンの性格を帯びたこと、さらにはアニメーション理念の実践局面での困難と矛盾を指摘する形で文化産業肯定論が導き出されたことである。その点からも、理念の現実的な社会的・政治的位置の確認は、アニメーション理念の現実的有効性を再検討する上で欠かせないのである。

更に言えば、これらの70年代における理念の動向は、80年代フランス文化政策の変容を分析する上でも重要な位置を占めている。本論文では詳しく触れられなかったが、社会主義的な「ミッテランの実験」の一環⁵³⁾としてしばしば言及される社会党政権期の文化省政策の拡大は、既に社会党の中で70年代の内に醸成されてきた文化政策理念の実現化の過程として捉えられる。解放の経路とし

て文化を捉える社会党の基本理念は、82年以降の文化省予算の大幅な拡大として明確に現実化し⁵⁴⁾、一方その政策拡大は同時に「文化的発展局」の設置⁵⁵⁾という形で、文化的多様性の政策的推進という「文化的発展」の理念の具体化としても現れた。だが、文化政策の量的拡大は従来の「文化的発展」や社会党の理念のみで充溢されていた訳ではなく、特に83年以降はむしろジラールが先見した文化産業の積極的肯定の様相を呈するようになった。このように矛盾を孕みつつ展開した80年代以降のフランス文化政策の動向と評価を再検討する上でも、その動向の礎となった70年代の政策理念の展開をより詳細に論じていく必要がある。

以上のように、文化政策に関する理念・提言という対象の検討は、それを社会的文脈から個別に切り抜かれた単なるテキストとしてのみ論ずべきものではない。その考察は、政治的・社会的状況の中で政策理念が生成・解釈される様相、理念の系相互間の通底・対立関係、同時代及び後の時代の政策動向に事実として及ぼした影響、等の点からより深められなければならないのである。

注・引用文献

- 1) “démocratisation”には「大衆化」「民主化」という訳語もあるが、いずれもフランスの文脈において現実に使用される意味を包括的に示してはいないと考え、本論文では基本的に「普及」ないし「文化普及」と訳出した。フランスにおいて“démocratisation”の概念が政策提言として本格的に取り上げられたのは人民戦線内閣期（1936-37, 38）以降のことであるが、この概念がフランスにおいて常に民衆による決定、民衆の能動性といった要素を包含してきたとは限らない。一般的には、国民の芸術文化へのアクセスを保証し、階層差・地域差をなくす活動・理念を指す語として使用される用語と理解すべきであろう。
- 2) 佐々木晃彦、「フランスの文化行政と芸術活動支援体制の研究 - 『芸術』に対する日仏間行政対応の違い -」(『九州共立大学経済学部紀要』, No. 64, 1993年, pp.47-72); 垣内恵美子、「主要諸外国の文化政策」(根木昭他編, 『文化政策概論』, 晃洋書房, 1996年, pp.243-262.)
- 3) 末本誠、「現代フランス社会教育の展開 - Animation socioculturelle 概念の形成 -」(『東京大学教育学部紀要』, Vol. 23, 1983年, pp.167-180.)
- 4) 70年代フランス文化政策の変遷と政治的・社会的背景との関わりに触れた海外の先行研究としては、Looseley, D., *The Politics of Fun: cultural policy and debate in contemporary France*, Oxford/Washington, D.C.: Berg, 1995; Mesnard, A.-H., *Droits et Politique de la Culture*, Paris: Presses Universitaires de France, 1990; Wachtel, D., *Cultural Policy and Socialist France*, Westport: Greenwood Press, 1987等がある。
- 5) 加えて、この時期の政策提言の検討は、81年に成立した社会党政権の政策の特質としてしばしば注目されてきた文化省の政策拡大化を再検討する上でも重要となる。その重要性に関してはV章で触れたい。
- 6) 「文化的発展」理念を論じた文献として本文で後述する他に、Emmanuel, P., *Pour Une Politique de la Culture*, Paris: Seuil, 1971がある。なお“développement culturel”の訳語には「文化奨励」「文化推進」「文化開発」等があるが、ここでは文化と社会が多様かつ能動的な形で発展するという理念の特徴を強調するため、「文化的発展」と訳出した。因みに「文化的発展」の語は統計類などで文化普及(démocratisation)を単に漠然と示す意味で使われることも多い。
- 7) アニマトゥールとは一般に、アニメーション理念(後述)に基づいて、様々な団体・運動・組織・施設において文化活動、青年教育、民衆教育等を運営・推進していく専門的職員のことを指す。
- 8) Wangermée, R., “Rapport du groupe d’experts européens” (Wangermée et Gournay, B., *Programme Européen d’Evaluation: la politique culturelle de la France*, Paris: La Documentation Française, 1988, pp.9-273) p.36.
- 9) このシンポジウムの宣言は *Développement Culturel*, No. 13, 1972, pp. 2-3 に掲載されている。
- 10) *Ibid.*, p.2.
- 11) Commissariat général du Plan, *Affaires Culturelles: action culturelle*, Paris: La Documentation Française, 1971, pp.15-16.
- 12) *Ibid.*, pp.16-18.
- 13) *Développement Culturel*, No. 13, pp.2-3. 引用は p. 2 から。[] 内は引用者による補足(以下も同様)。
- 14) Commissariat général du Plan, *op. cit.*, p.14.
- 15) *Développement Culturel*, No.13, p.3.
- 16) マルローの文化政策理念の根本には、芸術が万人を共感させる力を有するものであり、芸術作品を民衆の目前に提示することこそがその価値の理解に必須の条件であるという文化普及への態度があった。Looseley, *op. cit.*, p.40.
- 17) *Ibid.*, pp.42-46.
- 18) シャバン・デルマスの演説については、渡邊啓貴,

- 『フランス現代史—英雄の時代から保革共存へ—』、中央公論社、1998年、p.169を参照されたい。
- 19) Mesnard, *op. cit.*, p.105.
- 20) *Ibid.*, p.104.
- 21) 文化省予算の対国家予算比率は、60年代前半には概して40%前後だったのに対し、73年からは50%台に達している。しかしこの省の予算額は大統領直轄の大規模な文化施設建設（ポンピドゥー・センター等）を含んでおり、一般事業の経費が大きく増額されたわけではない。Wangermée, *op. cit.*, p.67.
- 22) FIC は他省庁との共同出資により、地域・マイノリティ文化や教育活動など新しいタイプの文化プロジェクトを資金援助する制度である。設立から10年間で約1300のプロジェクトに支援を行っている。
- 23) 文化的発展評議会は文化省の政策の再検討・文化省との対話・文化省への刺激を与える機関としての位置づけで設立されたが、実際には評議会の提言が目されることは殆どなく、ドリユオンの任期には文化省と評議会との意思疎通すらなくなってしまった。Looseley, *op. cit.*, p.52. 芸術教育改革に関しても、従来義務教育において最年少学年だけに行われていた芸術創造の授業を全ての学年に拡張することが提案されたが、全面的な実施には至らずいくつかの部分的な変化が達成されるに留まった。Ministère de l'Education Nationale et de la Culture, *L'Art et l'Ecole : enseignements et pratiques artistiques*, Paris : Hatier/L'Etudiant, 1993, pp.20-22.
- 24) Mesnard, *op. cit.*, p.103.
- 25) *Ibid.*, pp.109-111 ; Wangermée, *op. cit.*, p.34, 39.
- 26) 例えば、78年には文化財局が文化省内に設置され、同年、美術館支援、史跡保護に対して大幅増額が行われる。また80年は文化財年間に指定された。
- 27) これらの施設について詳しくは、末本誠、「社会の主体形成と施設—フランスの『文化の家』と『青年と文化の家』—」日本社会教育学会編、『社会教育の計画と施設』、東洋館出版社、1980年、pp.188-198> 参照。
- 28) 「文化的発展」(この場合文化普及事業の意) 目的の省予算は72~75年までは省予算全体の約15%を占めていたのが、その後次第に低下、80年には約10%となる。*Développement Culturel*, No.67, 1986, p.8. EACsもその影響を大きく受けた。また地方への支出削減は文化庁長官ギー（Michel Guy, 任期 74年6月~76年8月）の下で、自治体との「文化憲章」として遂行された。この政策は文化事業に関する地方への権限委譲という目標を有していたが、現実には地方への文化支出削減の意図として批判されることが多かった。Looseley, *op. cit.*, p.55.
- 29) SNAC, “Orientation générale d'une politique d'action culturelle” <*Nouvelle Revue Socialiste*, No.4, 1974, pp.12-31> p.17.
- 30) *Ibid.*, p.29.
- 31) Looseley, *op. cit.*, p.114.
- 32) SNAC, *op. cit.*, p.17.
- 33) *Ibid.*, pp.18-20.
- 34) “animation”には「活性化」という訳語もあるが、「経済の活性化」等という場合との混同を避けるためここでは「アニメーション」のみで表記する。無論社会党だけでなく多くの教育・文化理論家、実践者が、アニメーションに関する考察を第二次大戦後から行ってきた。これに関し末本は、社会文化的アニメーションの議論の共通の土台が、“西欧の高度に進んだ産業社会における人間の主体性・創造性の危機の自覚とその克服への模索”といえる、とまとめている。末本、「現代フランス社会教育の展開」p.169.
- 35) それぞれ、Parti Socialiste, ed.,『社会主義プロジェクト』[*Le Projet Socialiste des Années 80*, Paris : Club Socialiste du Livre, 1980] 大津真作訳、合同出版、1982年、p.238, 239.からの引用。
- 36) *Ibid.*, p.239.
- 37) SNAC, *op. cit.*, p.20.
- 38) *Ibid.*, pp.20-21.
- 39) 中村正、「地平としての文化—グラムシの文化社会学—」松田博編、『グラムシを読む—現代社会像への接近—』、法律文化社、1988年、pp.167-203> pp.168-169.
- 40) Wachtel, *op. cit.*, p.26.
- 41) 文化省の調査では78年時点でコミューンの全体予算に対する文化予算比は平均7.3%、全国の約75%のコミューンが8%未満だった。*Développement Culturel*, No.55, 1983, p.1. 他方ワシュテルによると、アヴィニオン、グルノーブル、アングレーム、プレスト等の主要な社会党与党のコミューンが、78年において総予算の8%以上を文化関連支出に計上していた。Wachtel, *op. cit.*, p.26.
- 42) *Ibid.*, p.28.
- 43) *Ibid.*, p.28.
- 44) Petit-Castelli, C., *La Culture à la Une, ou l'Action Culturelle dans les Mairies Socialistes*, Paris : Club Socialiste du Livre, 1981, p.50.
- 45) Girard, A., “Industries culturelles” <*Futurible*, No.17,

- 1978, pp.597-605 > p.598.
- 46) Ibid., p.598. 引用も同所から。
 - 47) Ibid., p.602.
 - 48) Ibid., p.605.
 - 49) Ibid., pp.603-604. 引用も同所から。
 - 50) Looseley, *op. cit.*, p.55.
 - 51) 文化省は社会党政権下の83年に、文化産業支援予算の運用や融資対象事業の調整を行う文化経済・コミュニケーション担当官を設置した。同年10月には、映画・文化産業融資機関の設置を含む7.5億フランの文化産業支援が発表され、特にオーディオ・ビジュアル産業に対しては、「映像研究計画」(83年開始)、音楽産業支援のための「音の計画」(84年開始)等の計画が立案・実行された。
 - 52) Renard, J., *L'Elan Culturel: la France en mouvement*, Paris: Presses Universitaires de France, 1987; Donnat, O. et Cogneau, D., *Les Pratiques Culturelles des Français 1973-1989*, Paris: La Découverte/La Documentation Française, 1990; Donnat, “Politique culturelle et débat sur la culture” <*Esprit*, No.144, novembre, 1988, pp.90-101.>
 - 53) そのような観点からの議論としては, Forbes, J., “Cultural policy: the soul of man under socialism” <Mazey, S. & Newman, M., eds., *Mitterrand's France*, New York: Croom Helm, 1987, pp.131-165> がある。
 - 54) 81年度省予算が29.77億フラン (対国家予算比0.47%)であったのに対し, 81年度は59.94億フラン (同0.76%) にまで増額したのはその象徴的事例である。
 - 55) 但し現実には労働者文化・地域文化・マイノリティ文化等「多様な文化」の支援は, 伝統文化・高級文化への支援に比して極めて小規模だったことが指摘されている。Wangermée, *op.cit.*, p.119, 219, 248.